

調査結果等	参考図表
<p>(6) その他（災害廃棄物の処理対策に係る人材の育成）</p> <p>ア 対策指針における地方公共団体の職員への人材育成</p> <p>対策指針(第2編 1-4)では、市町村職員への教育訓練等について、「災害廃棄物処理計画の実行性を高めるために、災害廃棄物対策の進捗に応じて人材育成を戦略的に進めるとともに、継続的に人材を確保できるシステムを構築する。そのために、定期的に研修、訓練等を企画・実施し、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の構築に努める」としており、具体的には、①処理計画が有効に活用されるよう記載内容を職員に周知、②災害廃棄物処理の経験者や専門家を交えた講習会・研修会等の定期的開催、③専門的知識・経験の習得者及び実務経験者をリストアップし、定期的・継続的に更新などの教育訓練を行うこととしている。</p> <p>また、同指針(第2編 1-3)では、都道府県は、市町村の処理計画の策定と見直しを支援するとともに、市町村向けの災害廃棄物対策セミナーや演習を開催し、災害廃棄物処理対策の実行性の向上に努めることとし、環境省も、同様に地方公共団体等向けのセミナー等の開催、処理計画策定に係る指導・助言を行うこととしている。</p> <p>イ アクションプランにおける市町村職員の人材育成に係る方針</p> <p>アクションプランでは、平成30年度までに、市町村の職員に対する研修・訓練（廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発(市町村)）の実施率を60%にすることを重要業績指標として掲げている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、市町村、県、東北地方環境事務所における職員の教育・訓練に係る取組状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 市町村における職員の教育・訓練の取組状況</p> <p>処理計画を策定している18市町村について、職員の教育・訓練の実施について調査したところ、図表2-(6)-①のとおり、1市町村(5.6%)のみが不定期ではあるが研修を実施し、「災害廃棄物処理に関する知見・技術の継承が課題であることが明らかになり、効果的な研修・訓練の手法について検討しなければならないことが分かった」と、教育・訓練の継続的な実施の必要性を認識したとしている一方、他の17市町村(94.4%)は教育・訓練を実施していなかった。</p> <p>教育・訓練を実施していない17市町村では、同図表のとおり、企画・計画するなど専門的知識を有した職員がいない、研修会のノウハウもないこと等から、市町村単独で教育・訓練を実施できないとしている。</p>	<p>⑦ 対策指針 (再掲)</p> <p>⑪ アクシ ョ ン プ ラ ン (再掲)</p> <p>⑫ 市町村の 教 育 ・ 訓 練 の 実 施 例</p>

図表 2-(6)-① 処理計画策定済の市町村における教育・訓練の実施状況

(単位：市町村、%)

区 分		市町村数
実 施		1 [5.6]
	①不定期ではあるが、実施	1 (100)
	②定期的に実施	0 (0)
未実施		17 [94.4]
未 実 施 の 理 由	①企画・計画する職員を確保できない。	11 (64.7)
	②ノウハウがない。	10 (58.8)
	③予算を確保できない。	7 (41.2)
	④参加者を確保できない。	6 (35.3)
	⑤専門家などの助言を求めたいが、手配できない。	5 (29.4)
合 計		18 [100]

(注) 1 当局の調査結果による。

2 []内は、処理計画策定済みの市町村数(18市町村)に占める構成比を示し、()内は、実施又は未実施に占める構成比を示す。なお、未実施における理由は、複数回答可とし、上位5件を掲載した。

イ 災害廃棄物処理を担当する市町村職員の人材育成に係る県の取組、意見

6県では、いずれも、県内市町村の廃棄物行政担当職員を集めた会議等において、東北地方環境事務所の職員などを講師として招き、各市町村の処理計画の策定を支援するための研修を実施している。

各県は、市町村の処理計画策定を始めとする災害廃棄物の処理対策において、最も重要な事項の一つが、処理主体である市町村担当職員の人材育成であるとしている。今後の地方公共団体の人材の育成について、多くの県は、図表 2-(6)-②のとおり、国に対し、市町村担当職員を対象とする体系的な研修の開催や県職員を対象とした講師及びファシリテーター(合意形成、相互理解のサポート役)の育成を要望する意見が聴かれた。

図表 2-(6)-② 国に対する市町村担当職員の人材育成に係る県の主な要望

① 市町村担当職員の人材育成を充実させていくためには、市町村担当職員に人事異動があることを踏まえ、初任者、中級者、実務的なワークショップ(体験型講座)など体系的な研修カリキュラムを策定し、毎年度、教育・訓練を実施する必要があると思われる。(1県)
② 市町村担当職員の人材育成を充実させたいが、県には講師、ファシリテーターを担える職員がいないことから、講師、ファシリテーターを育成する教育・訓練を国に実施してもらいたい。(4県)

(注) 当局の調査結果による。

ウ 東北地方環境事務所の地方公共団体職員の人材育成に係る取組

(7) 東北ブロック行動計画における人材育成の方針

東北地方環境事務所では、災害廃棄物処理業務を廃棄物・リサイクル対策課長ほか2人で担当している。

平成30年3月に策定した東北ブロック行動計画では、地方公共団体の災害廃棄物処理を担当する職員の人材育成を当面の目標と設定し、その達成のため、図表2-(6)-③のとおり、県市町村単位の独自訓練の支援及び説明会の開催を行うこととしている。

⑨東北ブロック行動計画
(再掲)

図表2-(6)-③ 東北ブロック行動計画における地方公共団体職員の人材育成に係る方針

- ① 協議会が中心となり、i)ブロック全体としての共同訓練の企画・実施、ii)県市町村を単位とした、関係者による独自訓練(図上演習、ワークショップなど)の開催支援を行い、災害廃棄物の当事者となる市町村職員、県職員の参加のもとに人材育成に資する事業を定期的に進める。
- ② 各市町村における市町村事務手引の読込みを図るとともに、事務局(東北地方環境事務所)が各県を巡回し、説明会を開催するなど、各地方公共団体の対応力向上を進める。

(注) 東北ブロック行動計画を基に、当局が作成した。

(イ) 環境省事業における人材育成事業

東北地方環境事務所は、地方公共団体の職員を対象とした人材育成に係る環境省の事業として、図表2-(6)-④のとおり、災害廃棄物対策セミナー及び人材育成事業を開催することとしている。

しかし、調査対象とした県からは、他の地方公共団体における災害廃棄物処理の実例の紹介など有益な内容であるとの評価がある一方、セミナーは年度末の開催であるため参加しづらく、県ごとに開催されると参加しやすいとする意見が聴かれた。

図表2-(6)-④ 地方公共団体職員の人材育成等に係る主な環境省事業

事業名	事業の概要
災害廃棄物対策セミナー	災害廃棄物処理に係る事務又は技術的な知見の普及啓発を目的として、毎年度1回程度、地方公共団体担当職員向けに外部講師を招きセミナーを開催している。 (平成27年度2回、同28年度1回、同29年度1回開催)

⑭災害廃棄物対策セミナーの実施内容

<p>人材育成 事業</p>	<p>災害廃棄物の処理対策を担う人材育成を推進するため、平成30年度は、青森、宮城、秋田及び山形県で各2回、ファシリテーターを交えたワークショップを開催することとしている。</p>	<p>㊸災害廃棄物分野における人材育成研修の体系(案)</p>
<p>(注) 当局の調査結果による。</p>		
<p>以上、処理計画を策定している市町村でも、教育・訓練を企画・計画する職員がおらず、研修を実施する上でのノウハウもないことから、単独の教育・訓練の実施は低調であり、また、県においても研修の講師、ファシリテーターを担える職員がおらず、市町村職員の人材育成を補完できる体制にない現状にある。</p>		
<p>【所見】</p>		
<p>したがって、東北地方環境事務所は、災害廃棄物処理対策に係る地方公共団体の人材育成を図る観点から、協議会や説明会等を活用して、災害廃棄物処理対策の知見を有し、県・市町村（地方公共団体）の中核となる職員を養成するなど、地方公共団体職員の人材育成に係る取組を積極的に展開する必要がある。</p>		